

連携中枢都市圏形成に向けた各種手続きについて

資料5

※総務省「連携中枢都市圏構想推進要綱」

都市宣言（総務省要綱※第4）

連携協約の締結（地方自治法第252条の2）

都市圏ビジョンの策定（総務省要綱※第6）

主体

○中心市である郡山市が宣言
（9月定例会提案理由を想定）

○各市町村議会での議決
（12月議会・郡山市と各市町村の1対1により締結）

○関係市町村との調整により郡山市が策定
（H31.3策定予定）

掲載する項目

- ① **連携中枢都市宣言本文**
圏域全体の経済けん引等において中心的な役割を担い、住民に対し積極的に各種サービスを提供していく意思を示す。
- ② **圏域の現在人口と将来推計人口**
社人研公表に基づき、圏域の将来人口を推計。
- ③ **圏域の産業・都市機能の状況**
圏域内の公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能、その他都市機能の集積・強化の状況及び住民の利用状況等。
- ④ **近隣市町村と連携する取組**
近隣の市町村と連携して取り組むことを想定する分野。
- ⑤ **本市への通勤通学割合**
連携中枢都市に対して従業・通学する数の割合（通勤通学割合）が0.1以上の市町村の名称及びそれ以外で連携する意思のある市町村の名称。

- ① **連携市町村の名称**
宣言連携中枢都市及び連携市町村の名称を規定。
- ② **連携の目的**
連携中枢都市圏形成の基本的な目的を規定。
- ③ **基本方針**
連携協約を締結する市町村と様々な分野で連携を図る。
- ④ **連携する取組**
ア 圏域全体の経済成長のけん引
イ 高次都市機能の集積・強化
ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
- ⑤ **定期的な協議**
両者の丁寧な調整を担保する観点から、定期的な協議を行う。
- ⑥ **連携協約の期間**
両者の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として定めないこととする。

- ① **連携中枢都市圏及び市町村の名称**
連携中枢都市圏の名称及び連携協約を締結した全ての市町村名。
- ② **連携中枢都市圏の中長期的な将来像**
将来人口推計（社人研）や都市機能の集積・強化などの状況を記載し、都市圏の将来像を提示。
- ③ **連携協約等に基づき推進する具体的取組**
関係市町村が連携して推進していく具体的な取組内容を記載。
- ④ **具体的取組の期間**
概ね5年の期間を設定、必要に応じて変更。
- ⑤ **成果指標（KPI）**
成果指標（KPI）を設定し、進捗管理。
- ⑥ **その他資料（本市独自項目）**
・15市町村の各種統計データ
・公共施設等の状況等のより詳細な分析 など

【都市圏ビジョン策定までの基本的な方針】

国の要綱に定める項目を網羅しつつ、都市圏形成後の情勢・変化や新たな取り組みにも柔軟に対応できるようミニマムな構成とし、各市町村の“強み・弱み”を統計データにより把握し、より実効性の高いものとする。